

地 縁 団 体

(地方自治法第260条の2)

大宮町口大野区規約

平成26年3月25日改正版

平成15年4月18日 施 行

口 大 野 区

大宮町 口大野区規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は大宮町口大野区（以下本区という）という。

(区 域)

第2条 本区は京丹後市大宮町口大野を区域とする。

(事務所)

第3条 本区の実務所は京丹後市大宮町口大野小字谷間889番地に置く。

(目 的)

第4条 本区は行政の円滑な推進に協力し、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持管理及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内住民相互の連絡。
- (2) 美化・清掃のほか区域内の環境保全と安全整備。
- (3) 集会施設のほか本区管理施設の維持管理。
- (4) 区域内の諸団体が行う社会活動または事業に対する支援。
- (5) その他本条の目的達成に必要な事業。

(組 織)

第5条 前条の目的を推進し達成するため、第2条に定める区域を次の5区内（以下町内会という）に分割し、およそ10世帯を基準として構成する隣組を組織する。

- (1) 万才町内会
- (2) 劔鋒町内会
- (3) 高砂町内会
- (4) 明治町内会
- (5) 昭和町内会

第2章 区 民

(区 民)

第6条 本区の区民は、第2条に定める区域内に住所を有する個人とする。

但し、表決権は世帯の構成員数分を1票とし、世帯主が代表する。

2 本区の区域内に、店舗または事業所などを有する個人または法人及びアパートなどに住所を有する個人は準区民とし、表決権を有しないものとする。

(加 入)

第7条 第2条に定めるもので、新たに本区に加入するときは、別に定める加入申込書（世帯名簿に替えることができる）を区長に提出しなければならない。

2 前項の加入申込みがあったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退 区)

第8条 区民が次の各号に該当するときは、本区を退区したものとする。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 本人より退区届が区長に提出されたとき。

2 区民が死亡または失踪宣告を受けたときは資格を喪失する。

(区 費)

第9条 区民及び準区民は審議会で定められた区費を、当年度内に分納または一括して納入しなければならない。

第3章 役 員

(役員の種別)

第10条 本区に次の役員を置く。

(1) 区 長 1名

(2) 副区長 1名（町内会長の互選により兼任する。）

(3) 町内会長 5名

(4) 審議員 若干名（第5条に規定する各町内会ごとに約50世帯に1人を基準とし選出する。）

(5) 監査員 2名

(6) 隣組長 若干名

(役員の選出)

第11条 区長は区民の選挙または区長選任委員会が推薦し、審議会の承認を得なければならない。

2 町内会長の選任は当該町内会の選任委員会の推薦とし、審議員は町内会長が選任委嘱して、区民の代議員として隣組長会の承認を得なければならない。

3 監査員は、当該町内会の町内会長の推薦を受け区長が委嘱する。

4 隣組長は当該隣組内で区民が推薦し、就任する旨の承諾を得なければならない。

(役員の職務)

第12条 区長は本区を代表し、本区の業務を総括する。

- 2 副区長は区長を補佐し、区長に支障あるときまたは欠けたときはその職務を代行する。
- 3 町内会長は当該町内会を代表し、町内会を総括し隣組長会を招集する。
- 4 審議員は当該町内会を代表し、代議員として審議会を構成する。
- 5 監査員は次の業務を行う。
 - (1) 本区の会計及び資産状況の監査。
 - (2) 第10条の1号から4号に定める役員の業務執行状況の監査。
 - (3) 会計並びに資産及び各種業務の執行に不備の事実を発見したときは審議会に報告する。このため必要あるときは審議会の開催を請求することができる。

(役員任期)

- 第13条 第10条第1号から第5号に定める役員の任期は2年とし、第6号に定める役員の任期は1年とする。
- 2 第4号及び第5号に定める役員は、その半数を毎年改選する。ただし、再任を妨げない。
 - 3 役員の任期は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 - 4 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでの間はその職務を行わなければならない。

第4章 会議

(会議の種類)

- 第14条 本区に町内会長会及び審議会を置く。
また、必要あるときは専門委員会を設置することができる。

(審議会の構成)

- 第15条 審議会は区民を代表するもので区長が召集し、区長・町内会長及び審議員で構成する。
- 2 必要あるときは審議会に監査員を出席させることができる。
 - 3 区民の請求により開催する臨時審議会には、請求者を出席させることができる。

(審議会の権能)

- 第16条 審議会は、本区の運営に必要な次の重要事項を審議し議決する。
- (1) 本区の区費の等級査定。
 - (2) 本区の事業並びに予算・決算。
 - (3) 本区の規約並びに規程及び組織の改廃。

(4) その他、第10条に規定する役員が必要と認めた事項。

(会議の開催)

第17条 通常審議会は毎年3月と6月に開催する。

2 臨時審議会は、次の各号の一つに該当するとき開催する。

- (1) 区長が必要と認めたとき。
- (2) 区民が目的を示して請求し、区長が必要と認めたとき。
- (3) 規約第12条第5項第3号の規定により、監査員から請求があったとき。

(会議の成立)

第18条 審議会の成立は構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することが出来ない。

(会議の議長)

第19条 審議会の議長は、審議会で推薦し任期は1年とする。

2 議長欠席のときは、当該審議会で指名する。

(会議の議決)

第20条 会議の議事は別に定めるもののほか、審議会出席者(区長を除く)の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(会議の議事録)

第21条 会議には議長は書記を任命し、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び区長が署名押印しなければならない。

(町内会長会)

第22条 町内会長会は必要に応じて区長が召集し、全員が出席しなければ開会してはならない。

(町内会長会の権能)

第23条 町内会長会は、次の事項を議決または協議する。

- (1) 審議会に付議すべき事項。
- (2) 審議会で議決された事項の執行に関すること。
- (3) 本区の業務執行に関すること。
- (4) 事務吏員のほか職員の採用及び就労に関すること。
- (5) 区長の報酬及び事務吏員等の給与又は費用支弁に関すること。
- (6) 副区長の選任。
- (7) その他区長が必要と認めた事項。
- (8) 会計予算の専決に関すること。

(町内会長会の記録)

第24条 町内会長会の議長は区長が当たり、議決を必要とする事項について

ては議決の状況を記録しておかなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第25条 本区の資産の構成は次のとおりとする。

- (1) 区費
- (2) 交付金及び補助金。
- (3) 活動から生ずる資産。
- (4) 資産から生ずる資産。
- (5) その他の収入。
- (6) 財産目録(不動産等)記載の資産。

(資産の管理)

第26条 本区の資産は区長が管理する。

(経費の支弁)

第27条 本区の経費は資産をもって支弁する。

(資産の処分)

第28条 本区の資産を処分または担保に供するときは、審議会の3分の2以上の議決を得なければならない。

(事業計画及び予算)

第29条 本区の事業計画及び予算は区長が作成し、毎会計年度開始前に審議会の議決を得なければならない。

また、これを変更するときも同様とする。

- 2 年度開始後においても予算が議決されないときは、前年度予算を基準として収支することができる。

(事業及び決算の報告)、

第30条 区長は事業報告書、収支決算書、財産目録、を作成し、監査員の監査を受け、毎会計年度終了後三ヶ月以内に審議会を開催して承認を得なければならない。

(会計年度)

第31条 本区の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更・解散及び保管

(規約の変更)

第32条 規約の変更は審議会出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。

(解散)

第 3 3 条 本区は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法 6 8 条第 1 項第 3 号及び 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。

(財産の処分)

第 3 4 条 本区が解散するときの残余財産の処分は、審議会の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

(備付の帳簿及び書類)

第 3 5 条 事務所には次の書類を備えておかなければならない。

- (1) 規 約
- (2) 区民の世帯名簿。
- (3) 登記・認可及び契約などに関する書類。
- (4) 審議会議事録及び町内会長会で議決を要するものの議事録。
- (5) 会計収支に関する帳簿。
- (6) 財産目録など資産に関する帳簿。
- (7) 紛争・和解などその他区長が必要と認めた書類。

(委 任)

第 3 6 条 規約の施行に関し必要な規則・要綱及び要領は町内会長会の議決を経て区長が定める。

第 7 章 自治公民館

(自治公民館)

第 3 7 条 区は社会教育法第 4 2 条に基づき、自治区が設置する自治公民館(公民館類似施設)を設置し、口大野地区公民館の活動を継承する。

2 同条第 1 項に規定する自治公民館は、別に定める口大野地区公民館規約によるものとする。

[付 則]

- 1 昭和 6 2 年 4 月 1 日付け、大宮町口大野自治会会則は廃止する。
- 2 この規約は、平成 1 5 年 4 月 1 8 日から施行する。
- 3 平成 1 6 年 3 月 8 日一部改正(自治会を区に改正。)
- 4 平成 1 7 年 3 月 1 5 日一部改正(中郡を京丹後市に改正。)
- 5 平成 1 8 年 2 月 6 日一部改正(5 区を各町内会に、審議会の成立・議決の改正。)
- 6 平成 1 8 年 7 月 1 日一部誤記修正(語句、句読点など一部修正。)
- 7 平成 2 6 年 3 月 2 5 日一部改正(自治公民館を追加)